第

135

뮥

READAS

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1994年) 平成6年 7月21日 木曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋 1-4-31 Tel:06-946-8011 編集発行人:税理士·三輪 厚二 Fax:06-946-8727

今特例物納の上手な申請の仕方

Q:相続税を延納していましたが、物納への切換えをしようと考えています。その場合どのような点に注意して申請すればよいでしょうか。

▲:昭和64年1月1日から平成3年12月31日までの間に相続等により財産を取得した個人で、延納の許可を受けている者については、延納から物納への切換え、いわゆる特例物納が認められます。特例物納の申請は、この4月からすでに始まっており、9月末日までの半年間に限られています。

さて、特例物納を受けようとする場合には、 留意しておいていただきたい点があります。

例えば、土地の一部は残しておきたい場合 や近い将来に土地売却のメドがたちそうな場 合には、未到来の分納税額の一部についての み特例物納を申請し、残りについては延納を 継続していくことも考えられます。

その場合の申請方法としては、動産等対応 税額から優先的に申請していくことです。

延納は、相続財産の種類や割合によっては 延納期間や利子税の割合に違いがあります。

動産等に係る延納税額の利子税の割合は、 不動産等に係るそれよりも高い(例えば不動 産等の割合が75%以上の場合、不動産等に係 る利子税は4.2%、動産等に係る利子税は6.0 %)ため、特例物納の申請にあたっては、利 子税の違いを考慮することも必要なわけです。

その他、特例物納を全部申請とするか一部 申請とするかは、土地売却の見極め、土地保 有の意志なども考慮すべき点といえます。







